

令和5年第4回 千早赤阪村議会定例会会議録

開会 令和5年12月 5日

閉会 令和5年12月22日

千早赤阪村議会

令和5年第4回千早赤阪村議会定例会（第1号）

1. 招集年月日

令和5年12月5日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

6番 田 村 陽

2番 井 上 浩 一

7番 藤 浦 稔

3番 服 部 幸 令

4. 欠席議員

4番 徳 丸 初 美

5. 署名議員

2番 井 上 浩 一

3番 服 部 幸 令

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 齋

総 務 部 長 赤 阪 秀 樹

副 村 長 稲 山 喜与一

健康福祉部長 池 西 昌 夫

教 育 長 栗 山 和 之

産業建設部長兼災害復旧室長 菊 井 佳 宏

村政戦略部長 中 野 光 二

教 育 課 長 尾 谷 浩

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局主査 石 橋 成 元

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 7号 専決処分（工事請負契約の変更締結）の報告について

日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 6 議案第61号 教育委員会委員の任命について

日程第 7 議案第62号 千早赤阪村コミュニティバス運行に関する条例制定について

日程第 8 議案第63号 千早赤阪村下水道事業の設置等に関する条例制定について

- 日程第 9 議案第 6 4 号 千早赤阪村手数料条例の改正について
- 日程第 1 0 議案第 6 5 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 日程第 1 1 議案第 6 6 号 令和 5 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 1 2 議案第 6 7 号 令和 5 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 1 3 議案第 6 8 号 令和 5 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第
3 号）
- 日程第 1 4 議案第 6 9 号 令和 5 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 1 5 議案第 7 0 号 村道路線認定について
- 日程第 1 6 議案第 7 1 号 村道路線の変更について
- 日程第 1 7 議案第 7 2 号 千早赤阪村と富田林市との間における消防事務の委託
の変更及び廃止に関する協議について
- 日程第 1 8 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第 1 9 大阪南消防組合議会議員の選挙

午前１０時００分 開会

○千福議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は５名です。定足数に達していますので、令和５年第４回千早赤阪村議会定例会を開会します。

まず初めに、南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 皆様、おはようございます。

本日、令和５年第４回村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、平素より格段のお力添えを賜っておりますことを心より厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、金剛自動車株式会社のバス事業廃止に伴う代替措置につきましては、議員各位の皆様のご理解、ご協力により、南海バス株式会社様に委託し、コミュニティバス方式での公共交通サービスを１２月２１日から始めることに決まりました。一日たりともバス運行の空白をつくることなく進められましたこと、本当にうれしく思います。

これからもさらに村民の皆様の生活に寄り添い、利便性向上を目指した地域公共交通システムの構築が必要です。今後も引き続き、議員各位の皆様のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

それでは、今議会に提案いたします案件でございますが、報告案件１件、諮問案件１件、人事案件１件、条例案件４件、補正予算４件、村道認定変更２件、そしてその他案件１件の計１４件でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○千福議長 次に、１１月２８日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 去る１１月２８日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会の上程予定議案の審議方法を審査しましたので、報告します。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり、報告第７号、諮問第２号、議案第６１号から議案第７２号までの１４議案です。

審議方法については、報告第７号から議案第６２号までの４議案については本会議、議案第６３号から議案第７２号までの１０議案は所管の常任委員会に付託することに決しています。

また、今期定例会の会期は本日１２月５日から１２月２２日までの１８日間と決していますので、併せてご報告いたします。

以上でございます。

○千福議長 ありがとうございました。

これより本日の日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、２番井上議員、３番服部議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日１２月５日から１２月２２日までの１８日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日１２月５日から１２月２２日までの１８日間と決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第３、諸般の報告を議題とします。

令和５年第１回南河内環境事業組合議会臨時会の報告を求めます。

藤浦議員。

○藤浦議員 令和５年１１月１３日、第１回南河内環境事業組合議会臨時会が開催されました。つきましては、その内容のご報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から委員会開催の結果報告として正副委員長が選出され、委員長に富田林市選出の南齋哲平委員、副委員長に河南町選出の福田太郎委員が就任されたこと、提出議案、正副議長の改選、会期など確認されたことの報告がございました。

また、事務局から、第１清掃工場基幹的設備改良事業の進捗状況の説明に続き、清掃工場のダイオキシン類測定結果の報告がございました。

続きまして、本会議の提出案件につきまして順に申し上げますと、１番、監査報告第３号例月出納検査の結果報告については、令和５年度の７月から９月分の検査結果の報告で、特に問題はなかったとのことでございました。

2 番、許可第 1 号組合議会議長の辞職許可については、河内長野市選出の堀川和彦議員の議長辞職が許可されました。

なお、議長の辞職に伴い、3 件の議案であります議長選挙、副議長の辞職許可、副議長選挙が追加上程されました。

3 番、まず選挙第 2 号組合議会議長の選挙については、河内長野市選出の駄場中大介議員が議長に当選されました。

4 番、2 件目は許可第 2 号組合議会副議長の辞職許可については、太子町選出の辻本馨議員の副議長辞職が許可されました。

5 番、3 件目は選挙第 3 号組合議会副議長の選挙については、千早赤阪村選出の藤浦稔議員が副議長に当選されました。

以上が追加上程の議案の内容でございます。

6 番、本議案に戻りまして、同意案第 2 号南河内環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、識見を有する監査委員に大阪狭山市の北井末廣氏を、また議会選出の監査委員には河内長野市選出の奥井良一議員を選任する提案があり、同意されました。

7 番、同意案第 3 号南河内環境事業組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、組合公平委員会委員 3 名のうち、任期が満了となっております渡邊信昭氏を引き続き選任するもので、原案のとおり同意されました。

以上、簡単でございますが、令和 5 年第 1 回南河内環境事業組合議会臨時会の報告とさせていただきます。

○千福議長 ありがとうございます。

次に、令和 5 年第 3 回大阪広域水道企業団議会 11 月定例会の報告を求めます。

井上議員。

○井上議員 令和 5 年第 3 回大阪広域水道企業団議会 11 月定例会の報告をいたします。

令和 5 年 11 月 16 日に定例会が開催され、企業長提出の議案 2 件及び報告 4 件が審議されました。

第 1 号議案令和 4 年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件、第 2 号議案令和 4 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件の議案 2 件については、原案どおり可決されました。

報告第 1 号令和 4 年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件、報告第 2 号大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件、報告第 3 号令和 4 年度決算に基づく資金不足比率報告の件、報告第 4 号債権放棄報告の件については、議決不要の 3 号、4 号報

告を除く 2 件が認定されました。

一般質問は 3 名の議員が行い、事業統合について、剰余金について、また P F A S 汚染問題等について質疑が行われ、P F A S、いわゆる有機フッ素化合物汚染問題については国への要望書を提出しているとの答弁があり、内容については後日、事務局より情報提供されました。

なお、詳細につきましては詳しい資料等がございますので、ご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○千福議長 ありがとうございます。

次に、私から、令和 5 年第 3 回大阪府後期高齢者医療広域連合議会 1 1 月定例会について報告します。

定例会は 1 1 月 1 7 日午後 2 時から開催され、連合長提出議案の 3 件の審議と選挙管理委員補充員の選挙及び一般質問が行われました。

諸般の報告については、例月出納検査結果報告、定期監査結果報告があり、いずれも適正に処理されているものでした。

次に、議案第 1 5 号大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件です。

森本哲平氏を原案のとおり同意しました。

次に、認定第 1 号令和 4 年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計決算認定の件についてです。

摂津市の松本暁彦議員、交野市の藤田茉里議員の 2 名が通告に基づき質問され、連合会担当者より答弁がありました。質疑終了後、交野市の藤田茉里議員が反対討論されました。しかし、結果は賛成多数となり、原案どおり認定されました。

次に、報告第 2 号債権放棄の件については、療養費の返還金を債務者が存在しないなどの事由で債権を放棄する旨、丁寧に説明を受けました。

なお、この案件は議決不要です。

次に、大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員は、松本信義氏、小山田博子氏、川村一氏、川埜年朗氏が選挙で当選されました。

次に、一般質問は、摂津市の松本暁彦議員が 1 問通告されており、第 9 期の新保険料についての質問を行いました。

詳細については後日、会議録をご覧いただきたいと思います。

以上です。

続きまして、例月出納検査の結果に関する報告を求めます。

井上監査委員。

○井上議員 令和5年8月から10月の出納事務に係る例月出納検査について報告します。

令和5年8月分については、令和5年9月25日に実施しました。

検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しました。各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

令和5年9月分については、令和5年10月25日に実施しました。

検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しました。各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

令和5年10月分については、令和5年11月27日に実施しました。

検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しました。各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

以上、報告とします。

~~~~~

○千福議長 日程第4、報告第7号専決処分（工事請負契約の変更締結）の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。南本村長。

○南本村長 報告第7号は、専決処分（工事請負契約の変更締結）の報告についてでございます。

本報告は、追加工事に伴い、千早赤阪村新庁舎建て替え工事の契約金額が増額となるため、地方自治法第108条第2項の規定により専決処分した旨をご報告いたすものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○千福議長 詳細説明を赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 報告第7号は、千早赤阪村新庁舎建て替え工事に係る工事請負契約の変更締結の専決処分の報告についてでございます。

本報告は、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告するものでございます。

庁舎前歩道整備工事及び隣地境界部における目隠しフェンス設置工事等の追加により、変更前の契約金額6億8,069万5,400円を、変更後契約金額6億8,563万9,900円とするもので、令和5年11月13日に専決処分させていただきました。

また、議決事項ではございませんが、追加工事に伴いまして工期を令和5年11月30日までを令和5年12月8日までに延長いたしましたので、報告いたします。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 これより報告第7号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 なかなか工事完了とまいりませんけれども、現状でこれがもう最後の変更ということになるのでしょうか。それとも、まだ変更され得る工事というのは残っていますでしょうか。

○千福議長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 今回の変更が一応最後になるかと考えております。

○千福議長 ほかにありませんか。

井上議員。

○井上議員 具体的な場所を教えてくださいと思います。

○千福議長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 変更工事の場所でございますが、役場の正面入り口の歩道と役場敷地南側の民地との境界部分に目隠しフェンスのほうを設置というようなことでございます。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 追加工事ということなんですけど、これは最初の段階では全然考えられていなかったんですか。

○千福議長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 本追加工事につきましては、府道の歩道部分、当初は庁舎の進入路も違う形で計画しておりました。その関係で現在も一部仮設ですけども階段が残っております。その関係で府道のほうを触ったという部分で、その復旧について大阪府の富田林土木

事務所と協議しておりました。その協議が調ったということで工事をさせていただいたということでございます。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 分かりました。

あと、府道の歩道になるんですけど、これは大阪府の事業ではないんですか。

あと、おっしゃっていた以前に出入りしていた出入口が残っている。その部分はどうなるのでしょうか。

○千福議長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 当然府道でございますので大阪府というふうなお考えがあるかと思いますが、階段を設置する際に歩道の切下げ等を一部村のほうで行いました。そちらのほうの復旧ということでございます。

今現在残っている階段部分でございますが、今後の利用については今のところこういうふうにするというふうにはまだ決まっておりませんが、例えばバス停として利用するとかというふうなことも考えていきたいなというふうに考えております。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 分かりました。ありがとうございました。

この間、ちょうど庁舎から出て帰るときに見てたらバス停の標識があってバス待ちをしている人がおられて結構そこで待つてはったのでこれはいいのかなと思ったので、バス停利用はいいと思います。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

服部議員。

○服部議員 この庁舎ができてからずっと気になっていたんですけども、今回工事が南側の隣地ということで、北側のほうなんですけども結構庁舎に来たときにも目につくし、あっちの北側の方からそういう目隠しのフェンスをつけてほしいとかという要望とかは特に出ていないんでしょうか。

○千福議長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 北側の隣地の方のほうからよく見えるようになったというお話は聞いておりますが、いわゆる目隠しフェンスとかを設置してほしいと、そこまでの話は聞いておりません。

○千福議長 服部議員。

○服部議員 分かりました。

ただ、昨今プライバシーのことにも結構やかましい時代になっていますし、今の住居の方が何も問題ないというかそういう認識であればいいんですけども、もし今後、次に住む方がプライバシーに触るようなことなので対処してほしいというときに、もし要望があればそのときはまた村役場として迅速に対処していただけるように、要望として終わります。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、これで報告第7号を終結します。

~~~~~

○千福議長 日程第5、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

本諮問は、人権擁護委員の候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

現在、委員をお願いしております清水初代委員が令和6年6月30日に任期満了となり、退任されます。清水委員におかれましては、平成27年4月から委員をお務めいただいていることに対し深く感謝するものでございます。

今回の推薦候補者の八野章氏については、平成20年9月から令和元年12月まで教育委員会委員を務めていただいております。また、令和3年6月からは富田林警察署警察協議会委員、令和4年1月からは保護司として活動されております。同氏は、地域の実情にも詳しく、人格・識見なども高く、人権擁護に理解ある方であり、人権擁護委員に適任者であると考え、推薦するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○千福議長 お諮りします。

諮問第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 今回、推薦者が八野氏ということで、八野氏は地域の実情に詳しく人格・識

見なども高く、人権擁護委員として適任と考えるという点で何ら異論があるものではないです。

気になったのでお聞きしたいんですけども、人格・識見が高く人権擁護委員として適任という、何かもうちょっと詳しい内規といいますかそういうものというのはあるんでしょうか。

○千福議長 池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長 お答えさせていただきます。

人権擁護委員の候補者の推薦に当たってお願いということで法務局のほうからいただいております。その中で、地域社会において信頼されるに足りる人格・識見や中立・公正を兼ね備えているほか、社会貢献の精神に基づいて熱意を持って積極的かつ活発な人権擁護活動が期待される者というふうなことを聞いておりますので、適任者であるということで、清水委員に代わりまして八野委員のほうを候補者に推薦させていただきました。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 例えば、表彰規程とかでしたら役職を何年務めたとかそういうふうなより詳しい具体的な規定があるかと思うんですけども、特に今回、人権擁護委員候補者についてはそういった具体的な規定というのは特にないということによろしいですか。

○千福議長 池西部長。

○池西健康福祉部長 お見込みのとおりございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより諮問第2号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより諮問第2号を採決します。

本案は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任と認めることに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第6、議案第61号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第61号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、渡部愛氏の任命につきまして議会の同意をお願いするものでございます。

教育委員会委員の定数は4名で、渡部委員が本年12月23日に任期満了となりますが、引き続き委員をお願いするものでございます。

渡部氏は、平成29年にこごせ幼稚園PTA副会長、令和元年は千早小吹台小学校PTA書記として村の学校教育関係においてご活躍いただいております。令和元年12月から教育委員会委員をお願いしております。渡部氏は、人格高潔かつ豊かな見識、また保護者としての目線で貴重なご意見をいただき、村教育行政にご尽力を賜っているところでございます。

このようなことから、私といたしましては渡部氏が教育委員会委員として最適任者であると考え、任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

なお、ご同意いただきましたら、任期は令和9年12月23日までの4年間でございます。よろしくお願いいたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第61号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 どうもご説明ありがとうございました。

同じことをお聞きしたいんですけども、この渡部氏が人格高潔、教育・学術及び文化に対し識見を有する方であるという点について何ら異論はないわけですけども、こちらはこの規定に関して何かより具体的な内規というものはありますでしょうか。

○千福議長 栗山教育長。

○栗山教育長 法律上、教育委員会委員は人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから村長が議会の同意を得て任命するとなっております。

加えまして、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとなっており、現在の4名の委員のうち渡部氏が保護者であるということから現在は教育委員をしていただいております。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ということは、先ほどと同じく人格が教育・学術及び文化に関し識見を有するという点に関し、より具体的な何か内規があるというわけではないということでしょうか。

○千福議長 栗山教育長。

○栗山教育長 お示しのとおりでございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。

今回、保護者である方が含まれるということなんですけれども、現状の教育委員さんのうちほかの保護者の方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○千福議長 栗山教育長。

○栗山教育長 現在の4名のうち、村の公立学校の子どもたちの保護者は渡部氏お一人でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ということは、想定されているとは思いますが、お子さんが恐らく18歳未満ということかと思うんですけれども、この任期中に例えばそういうふうになる見込みは今のところはないということで、そういうことはないようにされていると思うんですけれども、もし仮にあるのであればその場合は教育委員さんをまた交代する必要があるということなんですか。

○千福議長 栗山教育長。

○栗山教育長 任期中にその規定に当てはまらないということがあっても、それをもって委員を罷免するということは法律上含まれておりませんので、4年間していただくということになると思います。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ほかにないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第61号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意しました。

~~~~~

○千福議長 日程第7、議案第62号千早赤阪村コミュニティバス運行に関する条例制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第62号は、千早赤阪村コミュニティバス運行に関する条例の制定でございます。

本議案は、令和5年9月8日に本村の公共交通事業者である金剛自動車株式会社より12月20日をもってバス事業及び路線廃止となる通知を受け、事業廃止後、12月21日より代替交通の確保が必要となりました。

道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2項及び第79条の規定に基づき、本村が国土交通大臣の行う登録を受けて運行する自家用有償旅客運送を実施し、村民の皆様の通学通勤を最優先に確保し、また交通空白地、時間空白による住民の皆様の移動の手段も確保することで、路線周辺地域の住民福祉の向上に資することを目的とします。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 それでは、議案第62号千早赤阪村コミュニティバス運行に関する条例制定につきましてご説明いたします。

この条例につきましては、金剛自動車株式会社のバス事業廃止に伴い、本村が自家用有償旅客運送を実施するため、新たに条例を制定するものでございます。

第1条は、目的についてです。村民や周辺地域住民等の交通手段の確保を図り、公共の福祉の増進に資することを定めています。

第2条は、定義についてです。コミュニティバスとは、道路運送法第79条の規定により、国土交通大臣の行う登録を受けて行う同78条第2号に規定する自家用有償旅客運送

の用に供する自家用自動車でございます。

第3条は、管理についてです。コミュニティバスの管理は村長が行います。

第4条は、運行路線についてです。コミュニティバスの運行路線は、道路輸送法第79条の登録を受けた路線です。運行経路、運行時間、その他運行に必要な事項につきましては、規則で定めるものとしております。

第5条は、運行の制限等についてです。村長は、天災などの理由により安全な運行を確保することができないおそれがあると認めるときは、コミュニティバスの運行の制限や運行内容の変更などをすることを定めています。

第6条は、使用料について定めています。

次の次のページの別表をご覧ください。

まず、千早赤阪村立中学校前から富田林駅の片道の運賃の大人を上段、小人を下段に記載しております。

次のページからは、普通定期券の1か月の運賃、3か月の運賃、そして通学定期券の1か月の運賃、3か月の運賃をそれぞれ記載しております。片道運賃、通勤通学定期の運賃につきましては、現行の金剛バスと同額で設定のほうをしております。

続きまして、金剛登山口から千早赤阪村立中学校前の片道の運賃でございますが、大人を上段、小人を下段に記載し、次のページからは普通定期券の1か月の運賃、3か月の運賃、通学定期券の1か月の運賃、3か月の運賃を記載しております。

続きまして、第7条に戻りますが、第7条は使用料の減額または免除についてです。村長は、特別の事由があると認めるときは使用料を減額し、または免除することができることを定めております。

第8条は、使用料の還付についてです。利用者の責めによらない事由によるとき、または村長が特別な事由があると認めたときは還付できる旨を定めております。

第9条は、割増し使用料についてです。不正な手段により使用料の徴収を免れ、または免れようとした者は、使用料とは別に割増し使用料を納めなければならないことを定めております。

第10条は、利用者の責務についてです。利用者は、乗務員が行う指示に従うこと、または他人に危害を加えることや迷惑行為をしないことを定めております。

第11条は、利用の制限についてです。利用者定員を超えると、乗務員が行う指示に従わないとき、コミュニティバスの管理及び運営上支障があると認めるときについては利用の制限ができることを定めております。

第12条は、損害賠償の義務についてです。故意または過失によりコミュニティバスま

たはその附帯設備等を損傷した者などは、原状回復し、またはその損害を賠償しなければならないことを定めております。

第13条は、委任規程でございます。

続きまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 どうもご説明ありがとうございます。

12月21日という一つの緊急事態ということで非常に努力して運行計画を作成していただいたと思います。改めて感謝させていただきたいと思います。

何点かお伺いしたいんですけれども、まず第7条のところですが。第7条で村長は特別の事由があると認めるときは前条の使用料を減額し、または免除することができるとありますけれども、この特別の事由というのはどういったものを想定しておられるのかが1つ。

この規定に基づいて減額または免除することを現状考えておられるのか、この2点をお伺いできますでしょうか。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 第7条の減額につきましては、この件につきましては条例の施行規則のほうで減額・免除ということを定める予定をしております。

その中で、まず減額につきましては身体障害者手帳を持っておられる方とかというのを想定しているような現状でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。

障害者の方の減額だけが規定される予定で免除は現状では考えておられないということかなというふうに理解しました。

続きまして、第11条で村長は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の乗車を拒み、または途中下車させることができるとあります。

ほかの自治体の同様の条例を見させていただくと、ここの途中下車というところが下車になっていることが多かったんです。その下車と途中下車は何が違うのかなと思いまして、途中という言葉をつけ加えられた理由というのが何かありましたら伺いできますでしょうか。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 途中ということではどこというのは特段想定はしていないんですけど、何か危害を被るような事態が発生すればバス停ではなくても途中で下車させなければならないところもあるかなということで途中という形で入れさせてもらっているような状況でございます。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。

河南町さんですとか太子町さんでしたら下車という表現でしたので、中途という言葉で補った何か特別な理由があるのかなと思って伺いいたしました。特に理由はないと、言うならばバス停以外でも下車させることがあるという点を考えて途中という言葉をつけ加えられたのかなというふうに理解いたしました。ありがとうございました。

通学定期券で割引が多少されていますけれども、この通学定期券の算定の際の割引の計算式というのがどうなっているのか伺いできますでしょうか。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 この通勤通学の定期券の計算の仕方につきましては、これも金剛バスと同様の計算式のほうでさせてもらっています。1か月の通学の定期でしたら片道運賃掛ける2の30日掛ける0.6の通学1か月分になっておりまして、ちなみに通勤のほうは同じく片道運賃掛ける2の30日の0.7、ただ通学のほうについてはそこが0.6というような感じの数値になっているのが金剛バスなので、もうそのまま継続させてもらっているような状況でございます。

以上でございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

井上議員。

○井上議員 本当にスピード感を持って何とか行けそうだとということで安堵しております。お疲れさまです。

あと今回、21日から代替交通ということで運行されるんですけど、いろいろなまた問題は多分多数発生してくると思うんですけど、そのモニタリングといいますかモニターを

して問題を拾い上げるということに対してどう考えてはるかというのと、それをどういう形でフィードバックしてまたいい方向に持っていくというのをどういうふうに考えてはるのかというのを教えていただきたいと思います。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 まず、利用状況につきましては乗降調査というんですか、そういったものにつきましては4市町村の協議会でもやってまいりたいと思いますので、中学校登山口のほうにつきましてもそれと合わせたような感じで乗降調査のほうをやってまいりたいなと、定期的にしてまいりたいと考えております。

前回、村のほうが調査した場合には乗っている人数だけだったんですけど、今後はどういう目的で乗っておられるかとかそういったこともできたら聞けたらいいかなというような形で現在考えております。

今のところいつどの時点でというのは考えていませんけど、そういった乗降調査をやりながら今後のバス運行のほうも随時見直し等も必要かなと考えております。

以上でございます。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

何分大変忙しい中でいろいろ考えていただいていると思いますけど、できればきめ細かくしていただきたいと思います。

あと、いきなり運行ということは多分ないと思うんですけども、試験みたいな、試行といいますかそういう形は取られるんでしょうか。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 現在、南海バスさんのほうについては現状運行の予行演習というんですか試行運行というのは南海さん、近鉄さんのほうもされておるような状況でございます。

あと、村が委託する業者につきましても、当然契約が出来次第、そういった感じの練習等はされていくような感じで村のほうも指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第62号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第8、議案第63号千早赤阪村下水道事業の設置等に関する条例制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第63号は、千早赤阪村下水道事業の設置等に関する条例制定についてでございます。

本議案は、下水道事業について総務省より人口3万人未満の市町村に対して令和6年度までに公営企業会計の適用を行うよう通知がありました。

そのため、現行の下水道事業特別会計に代えて新たに地方公営企業の財務規定を適用させた下水道事業を設置するに当たり、当該条例を制定しようとするものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第63号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第9、議案第64号千早赤阪村手数料条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第64号は、千早赤阪村手数料条例の改正についてでございます。

本議案は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が公布及び施行されたことにより、本条例に定める認定の審査に係る条項が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

また、宅地造成等規制法の一部を改正する法律が公布及び施行されたことを受け、大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例が令和6年4月1日から施行されることにより、許可等の権限が大阪府へ移管されるため、所要の改

正を行うものです。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第64号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第10、議案第65号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第65号は、千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてでございます。

本議案は、国民健康保険法の一部改正の施行に伴い、令和6年1月1日から出産被保険者の保険料の減額措置を講ずるための改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第65号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第11、議案第66号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第66号は、令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ2,702万3,000円を追加いたしまして、予算総額40億2,807万1,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、利用件数の増加に伴う障害児施設措置給付等事業費及び各種システム改修に係る経費を補正するものでございます。

また、自動火災報知設備受信機改修工事の繰越明許費を追加し、金剛山ロープウェイ撤去工事などの債務負担行為を追加いたします。

さらに、令和5年6月2日に大雨災害で被災した村立中学校の災害復旧債を追加して、はしご車購入事業などの地方債を廃止いたします。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第66号は、総務民生常任委員会及び文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第12、議案第67号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第67号は、令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、国民健康保険産前産後期間保険料免除による予算科目の組替えをするものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第67号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第13、議案第68号令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第68号は、令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ5,052万5,000円を追加いたしまして、予算総額6億8,763万8,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、保険給付費の増額に係る費用などを補正するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第68号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第14、議案第69号令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第69号は、令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ159万9,000円を増額いたしまして、予算総額を2億8,498万7,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、大和川下流流域下水道建設費増加に伴う負担金の増額でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第69号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第15、議案第70号村道路線認定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第70号は、村道路線認定についてでございます。

本議案は、村道大廻高塚線から千早赤阪村B&G海洋センターへのアクセス道路であり、千早赤阪村道路認定規定に基づき村道認定するものでございます。

村道認定することにより、道路として適正な維持管理をすることが可能となるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第70号は、文教建設常任委員会に付託します。

ここで休憩とします。

11時15分から再開します。よろしくお願いします。

午前11時08分 休憩

午前11時15分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~

○千福議長 日程第16、議案第71号村道路線の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第 7 1 号は、村道路線の変更についてでございます。

本議案は、村道桐山二河原辺線の路線変更につきまして、車両の通行状況や代替路線の存在などを勘案し公益上支障がないと認められることからこの道路の一部を廃止するもので、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第 7 1 号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第 1 7、議案第 7 2 号千早赤阪村と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第 7 2 号は、千早赤阪村と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議についてでございます。

本議案は、消防力のさらなる充実強化や消防に関する行財政運営の効率化及び基盤強化を目的として柏原羽曳野藤井寺消防組合へ加入するに当たり、令和 6 年 1 月 1 日から委託事務の範囲を変更いたします。

また、令和 6 年 4 月 1 日から大阪南消防組合の運用を開始することに伴い、富田林市との消防に関する事務の委託を廃止することについて富田林市と協議するため、同法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項の規定において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第 7 2 号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第 1 8、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員会委員については、井本斎氏、吉田素久氏、安嶋玲子氏、尾上功氏の4名を指名します。

選挙管理委員会委員補充員については、谷寿美子氏、木澤美智子氏、道田縁氏、北浦安男氏の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました方を選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました井本斎氏、吉田素久氏、安嶋玲子氏、尾上功氏が選挙管理委員会委員に、谷寿美子氏、木澤美智子氏、道田縁氏、北浦安男氏が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

~~~~~

○千福議長 日程第19、大阪南消防組合議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

副議長、発言を許可します。

○田村副議長 大阪南消防組合議会議員に千福議員を指名いたします。

以上です。

○千福議長 お諮りします。

ただいま副議長において指名しました千福議員を大阪南消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました千福議員が大阪南消防組合議会議員に当選しました。

ただいま大阪南消防組合議会議員に当選した千福議員が議場におりますので、会議規則第３３条第２項の規定によって当選の告知をします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じ、散会とします。

お疲れさまでした。

午前１１時２４分 散会

令和5年第4回千早赤阪村議会定例会（第2号）

1. 招集年月日

令和5年12月22日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

6番 田 村 陽

2番 井 上 浩 一

7番 藤 浦 稔

3番 服 部 幸 令

4. 欠席議員

4番 徳 丸 初 美

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 斎

総 務 部 長 赤 阪 秀 樹

副 村 長 稲 山 喜与一

健康福祉部長 池 西 昌 夫

教 育 長 栗 山 和 之

産業建設部長兼災害復旧室長 菊 井 佳 宏

村政戦略部長 中 野 光 二

教 育 課 長 尾 谷 浩

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局主査 石 橋 成 元

7. 議事日程

日程第 1 庁舎建設特別委員長報告

日程第 2 議案第63号 千早赤阪村下水道事業の設置等に関する条例制定について（委員長報告）

日程第 3 議案第64号 千早赤阪村手数料条例の改正について（委員長報告）

日程第 4 議案第65号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について（委員長報告）

日程第 5 議案第66号 令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）（委員長報告）

日程第 6 議案第67号 令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（委員長報告）

日程第 7 議案第68号 令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）（委員長報告）

- 日程第 8 議案第 69 号 令和 5 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号) (委員長報告)
- 日程第 9 議案第 70 号 村道路線認定について (委員長報告)
- 日程第 10 議案第 71 号 村道路線の変更について (委員長報告)
- 日程第 11 議案第 72 号 千早赤阪村と富田林市との間における消防事務の委託
の変更及び廃止に関する協議について (委員長報告)
- 日程第 12 議案第 73 号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正に
ついて
- 日程第 13 議案第 74 号 千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費
用弁償に関する条例の改正について
- 日程第 14 議案第 75 号 特別職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 15 議案第 76 号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 16 議案第 77 号 令和 5 年度千早赤阪村一般会計補正予算 (第 10 号)
- 日程第 17 議案第 78 号 令和 5 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 18 議案第 79 号 令和 5 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算 (第
4 号)
- 日程第 19 議案第 80 号 令和 5 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 20 議案第 81 号 再審法改正を求める意見書について
- 日程第 21 議案第 82 号 特定商取引法平成 28 年改正における 5 年後見直し規
定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書について
- 日程第 22 議案第 83 号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求め
る意見書について
- 日程第 23 議案第 84 号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意
見書について
- 日程第 24 議案第 85 号 認知症との共生社会の実現を求める意見書について
- 日程第 25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 26 一般質問
- 追加日程
- 日程第 1 議案第 86 号 千早赤阪村手数料条例の改正について
- 日程第 2 議案第 87 号 令和 5 年度千早赤阪村一般会計補正予算 (第 11 号)

午前１０時００分 開議

○千福議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は５名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

１２月１８日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 去る１２月１８日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会に上程する議案の審議方法を審査しましたので、報告します。

まず、本日の付議案件は日程のとおり、議案第７３号から議案第８５号の１３件、議会運営委員会の閉会中の継続審査、一般質問です。

議案第６３号から議案第７２号の１０議案については、総務民生常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に文教建設常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行ったのち、１議案ごとに討論、採決を行うことに決めています。

日程第２５、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を採決したのち、日程第２６の一般質問を行います。

以上です。

○千福議長 ありがとうございました。

~~~~~

○千福議長 日程第１、庁舎建設特別委員長報告を議題とします。

庁舎建設特別委員長報告を求めます。

藤浦庁舎建設特別委員長。

○藤浦庁舎建設特別委員長 それでは、庁舎建設特別委員会の報告を行います。

庁舎建設特別委員会は平成２８年３月に設置され、今日まで２１回にわたり審議してまいりました。主な点について報告します。

平成２８年３月に第１回の委員会を開催しました。内容は、新庁舎建設の進捗状況でした。平成２５年１０月に庁舎建設検討委員会を設置し、以後３年間にわたり会議が開催され、その結果報告を受けました。

新庁舎については、くすのきホールが建っている場所に新庁舎を配置し、いきいきサロン、くすのきホールとの一体的な整備を図っていきたいとの考え方が報告されました。それに対し、新庁舎の設置場所やくすのきホール進入路の諸問題、建設費用などについて審議しました。

平成28年5月の第2回、第3回は、新庁舎建設の現状と今後の進め方について報告がありました。くすのきホールでの建設について調査した結果、想定していた以上に費用がかかることや、くすのきホールへの進入路、府道からくすのきホールまでのアクセス道路の整備など問題は山積みであり、この状況を踏まえ、再考した結果、くすのきホールを改修して新庁舎にする案と現庁舎建て替え案の2案が提示されました。

各委員からは、「方向転換した理由は」、「住民に丁寧な説明を、意見を聞くべき」、「経費を削減するための創意工夫が必要では」など積極的な意見が出され、行政は「丁寧に説明する」と答弁され、住民説明会が開かれる結果となりました。

平成28年7月の第4回、10月の第5回は、新庁舎建設計画見直しについてでした。行政からは、住民説明会での結果報告などを受けました。各委員からは、「早急に方向性を決めるべき」、「住民の意見を尊重するように」などの意見が出されました。

平成29年1月第6回で住民アンケートを実施する旨報告があり、アンケート結果を2月の第7回で報告を受けました。住民説明会やアンケートの結果を踏まえ、村としては基本設計等契約解除する決断に至ったと説明があり、各委員から「住民の意見を尊重すること」、「早期に着手すること」などの意見が出されました。

平成29年3月の第8回では、新庁舎建設候補地として現庁舎の建て替えが提案され、委員会ではこの提案に対し承認しました。

平成29年6月の第9回では、新庁舎建設中の仮移転先などが議論され、平成30年1月の第10回から令和2年4月までの第18回は、新庁舎建設事業の進捗状況や庁舎建設検討委員会の会議内容などが報告され、新庁舎の建設スケジュールや新庁舎のレイアウトなどが議論されました。

南本村長が就任して初めて開催された令和3年2月第19回の委員会では、新型コロナウイルス感染症が拡大し、新しい生活様式、ソーシャルディスタンス、いわゆる密にならない執務スペースを確保するため東西軸を南北軸に変更し、庁舎の一部を残して建設する旨報告を受けました。「本当にスペースの確保になるのか」や「残す庁舎の耐震化は十分なのか」などの意見が出されました。

令和3年6月の第20回の委員会で新庁舎の最終案が提示されました。

令和3年7月以降、特別委員会は開催しませんでした。委員全員で建設中は現場視察を定期的に行い、常に建設工事の進捗状況などを把握するように努め、またささいなことであっても行政側に常に申入れを行いました。

令和4年9月末に1期、令和5年9月末に2期工事が終了し、庁舎引渡し後に外構工事が行われました。行政に対して、逐次報告を求めてまいりました。

令和５年１２月８日をもって全ての工事が完了されたと村長から報告を受け、令和５年１２月１４日に第２１回の委員会を開催しました。全委員で協議の結果、本委員会に付託された事件は終了したことを確認いたしました。

これで委員長報告を終わります。詳細につきましては、委員会記録をご覧ください。

なお、この委員会は新庁舎建設が完了したため、この報告をもって終了とします。

○千福議長 ありがとうございました。

委員長の報告のとおり、庁舎建設特別委員会は終了しました。

~~~~~

○千福議長 日程第２、議案第６３号千早赤阪村下水道事業の設置等に関する条例制定についてから日程第１１、議案第７２号千早赤阪村と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議についてまでの１０件を一括議題とします。

各議案は１２月５日の本会議において各常任委員会に付託していましたので、その結果を順次報告願います。

総務民生常任委員会副委員長の報告を求めます。

藤浦総務民生常任委員会副委員長。

○藤浦総務民生常任副委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をします。

去る１２月５日の本会議において付託を受けました議案５件の審査を行うため、１２月７日に南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員５名出席のもとに開催しました。

議案第６５号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、議案第６５号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第６６号令和５年度千早赤阪村一般会計補正予算（第９号）総務民生常任委員会所管分の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、議案第６６号の総務民生常任委員会所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第６７号令和５年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、議案第 6 7 号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 6 8 号令和 5 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、議案第 6 8 号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 7 2 号千早赤阪村と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。

採決の結果、議案第 7 2 号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、文教建設常任委員長より報告を求めます。

田村文教建設常任委員長。

○田村文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る 1 2 月 5 日の本会議において付託を受けました議案 6 件の審査を行うため、1 2 月 7 日は南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員 5 名出席のもとに開催いたしました。

議案第 6 3 号千早赤阪村下水道事業の設置等に関する条例制定についての審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をいたしました。

採決の結果、議案第 6 3 号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 6 4 号千早赤阪村手数料条例の改正についての審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をいたしました。

採決の結果、議案第 6 4 号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 66 号令和 5 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 9 号）文教建設常任委員会所管分の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をいたしました。

採決の結果、議案第 66 号の文教建設常任委員会所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 69 号令和 5 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をいたしました。

採決の結果、議案第 69 号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 70 号村道路線認定についての審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をいたしました。

採決の結果、議案第 70 号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 71 号村道路線の変更についての審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をいたしました。

採決の結果、議案第 71 号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第 63 号千早赤阪村下水道事業の設置等に関する条例制定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第 63 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 6 4 号千早赤阪村手数料条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第 6 4 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 6 5 号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第 6 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 6 6 号令和 5 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 9 号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、原案に賛成者の発言を許可します。

田村議員。

○田村議員 それでは、議案第 6 6 号令和 5 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 9 号）に賛成の立場から討論させていただきます。

さきの委員会におきまして、私は農林商工課所管イベント事業費について何点かご質問させていただきました。当該イベントは、くすのき広場という限られたスペース、また僅か数時間ほどのイベントに200万円もの経費を見込むというものであります。それも2年前に実施されたにぎわいフェスとは異なり、今回は村単費の支出となっております。

参考事例として有志の自己負担で行われている棚田夢灯りは100万円ほどの規模と聞き及んでおります。棚田夢灯りと比べれば、くすのき広場は非常に小さなスペースであります。有志によるボランティアで運営されている棚田夢灯りとは異なり、当該イベントでは人件費の負担等が発生するという違いはあるかと思いますが、それにしたところで200万円もの経費が本当に必要となるのか疑念が残るところであります。

一般市民は極力経費を節減してイベントを行っております。今回のイベントは村が主体となって行われるようですが、その原資は税金です。予算執行に際しては、経費節減をしっかりと心がけていただきますようお願いいたします。

以上、賛成討論を終わります。

○千福議長 ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第67号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第68号令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第3号)に対する討論

に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第70号村道路線認定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第71号村道路線の変更についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第 7 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 7 2 号千早赤阪村と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 7 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第 1 2、議案第 7 3 号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてから日程第 1 5、議案第 7 6 号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第 7 3 号から議案第 7 6 号は、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、相関連しますので一括提案するものでございます。

本議案は、令和 5 年人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改正されたことに伴い、議会の議員及び特別職の職員の期末手当、一般職の職員の給与や期末手当、勤勉手当並びに会計年度任用職員の報酬を改正するものでございます。

また、地方自治法の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 8 日に公布されたことに伴い、会計年度職員の勤勉手当の支給について所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 それでは、議案第73号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

議案説明資料の人事院勧告の資料と併せてご覧ください。

それでは、新旧対照表1ページの第1条関係をご覧ください。

第5条第2項でございますが、人事院勧告に基づき、期末手当の12月分の支給月数を0.1月引き上げ2.3月とするものでございます。

次に、第2条関係でございますが、令和6年度以降の6月分と12月分の期末手当の支給月数をそれぞれ2.25月とするものでございます。

次のページでございますが、附則につきましてはこの条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、第2条の規定につきましては、令和6年4月1日から施行いたします。

なお、第1条の規定につきましては、令和5年12月1日から適用するものでございます。

次に、議案第74号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正についてでございます。

1ページの第1条関係をご覧ください。

人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の報酬基準表を改正するものでございます。

次に、6ページの第2条関係をご覧ください。

地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給できるようになりましたので、第7条の2として勤勉手当に関する規定を追加しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、第2条の規定につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

なお、第1条の規定につきましては、令和5年4月1日から適用いたします。

次に、議案第75号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてでございますが、議案第73号の議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の改正と全く同様の改正でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第76号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてでございます。

1ページの第1条関係をご覧ください。

第3条の2は、人事院勧告に基づき特定任期付職員の給料表を、第3条の3は任期付職

員の給料表を改正するものでございます。

２ページをご覧ください。

第２５条第２項は、期末手当の１２月の支給月数を０．０５月引き上げ１．２５月に改正するものでございます。

同条第３項は、前項に引き続き定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の１２月支給月数を０．０２５月引き上げ０．７月に改正するものでございます。

第２６条第２項第１号は、勤勉手当の１２月の支給月数を０．０５月引き上げ１．０５月に改正するものでございます。

同項第２号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の１２月の支給月数を０．０２５月引き上げ０．５月とするものでございます。

次に、３ページの別表第１は、人事院勧告に基づき行政職給料表の改正を行うものでございます。

１３ページの第２条関係をご覧ください。

第２５条第２項は、令和６年度以降の６月及び１２月の期末手当の支給月数をそれぞれ１．２２５月に改正するものでございます。

同条第３項は、定年前再任用短時間勤務職員の令和６年度以降の６月及び１２月の期末手当の支給月数をそれぞれ０．６８７５月に改正するものでございます。

第２６条第２項第１号は、令和６年度以降の６月及び１２月の勤勉手当の支給月数をそれぞれ１．０２５月に改正するものでございます。

同条第２号は、定年前再任用短時間勤務職員の令和６年度以降の６月及び１２月の勤勉手当の支給月数をそれぞれ０．４８７５月に改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行するものでございます。

なお、第１条の規定による改正後の給与条例第３条の２、第３条の３及び別表第１の規定につきましては令和５年４月１日、第２５条第２項及び第３項並びに第２６条第２項の規定につきましては令和５年１２月１日から適用するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第７３号から議案第７６号の４議案について、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって議案第７３号から議案第７６号の４議案につい

ては委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、議案第73号から議案第76号の4議案について質疑を終結します。

これより議案第73号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第74号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第75号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第76号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第16、議案第77号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第10号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第77号は、令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第10号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ5,407万3,000円を追加いたしまして、予算総額40億8,214万4,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、人事院勧告による人件費などを補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 それでは、議案第77号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第10号)についてご説明させていただきます。

それではまず、4ページをご覧ください。

第2表債務負担行為でございます。

第3期千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画策定支援業務を追加するものでございま

す。

次に、１０ページをご覧ください。

歳出でございますが、各科目の特別職給与、職員人件費、会計年度任用職員人件費の補正につきましては、人事院勧告による補正及び会計年度任用職員採用による増額ですので説明を省略させていただきます。

総務費は、職員採用試験出題採点委託料及び低所得世帯への７万円給付に係る非課税世帯抽出作業委託料などの増額でございます。

次に、１２ページをご覧ください。

民生費は、低所得世帯への７万円給付に係る事務費及び事業費の増額でございます。

国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び１４ページをご覧ください、下水道事業特別会計繰出金は、各特別会計に計上している人件費が人事院勧告によって補正されたことによる繰出金の増額でございます。

公債費は、緊急防災・減災事業債の償還金の増額でございます。

次に、８ページをご覧ください。

歳入でございます。

国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方交付金を補正するものでございます。

繰入金は、今回の補正に係る費用の増額により財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第７７号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第７７号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

井上議員。

○井上議員 物価高騰重点支援給付金、７万円の分です、この部分で以前から国がマイナンバーカード云々ということを言われているんですけども、その辺の今現状、多分使われへんと思うんですけどどうなっているのかと、これからの予定みたいなのが分かれば教えていただければと思います。

○千福議長 池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長 今おっしゃっている質問につきましては、口座のひもづけとかそういうことをおっしゃっておられるのかなと思っております。

この7万円給付につきましては口座のひもつけのほうは利用しておりませんで、村のほうから通知書を送って口座のほうを確認させていただきましてそこに振り込むというような形を取らせていただいております。

以上でございます。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

システム自体がよく分からないんですけれども、大体どれぐらいのレベルまで達したら給付に使えるような形になるのでしょうか、その辺が分かれば。

○千福議長 池西部長。

○池西健康福祉部長 福祉課のほうでも給付金に対して実際使っておりませんので、どのぐらいのレベルかといいましたら私どものほうでもまだ理解はできておりませんねんけど、今後、マイナンバーカードを利用して振込であるとかその辺は順次進んでいくのかなというふうに考えております。

以上です。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 分かりました。ありがとうございます。

ということは、村としては今現状でマイナンバーカードを使ってそういう給付とかいろんな作業というのは一切行われていないという認識でよかったですか。

○千福議長 池西部長。

○池西健康福祉部長 議員おっしゃっていただくとおり、まだ村のほうでは利用のほうはいたしておりません。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第77号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第 77 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第 17、議案第 78 号令和 5 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)から日程第 19、議案第 80 号令和 5 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第 78 号から議案第 80 号は、令和 5 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)、令和 5 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第 4 号)、令和 5 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)について相関連いたしますので一括提案するものでございます。

関連議案につきましては、令和 5 年度人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与や期末勤勉手当並びに会計年度任用職員の報酬について増額補正するものでございます。

議案第 78 号は、歳入歳出それぞれ 9,000 円を追加いたしまして、予算総額を 8 億 4,272 万 9,000 円とするものでございます。

主な内容でございますが、総務管理費の会計年度任用職員人件費 9,000 円を増額補正するものでございます。

財源につきましては、一般会計繰入金を充てるものでございます。

次に、議案第 79 号は、歳入歳出それぞれ 12 万 9,000 円を追加いたしまして、予算総額を 6 億 8,776 万 7,000 円とするものでございます。

主な内容でございますが、包括的支援事業・任意事業費の会計年度任用職員人件費 12 万 9,000 円を増額補正するものでございます。

財源につきましては、一般会計繰入金を充てるものでございます。

次に、議案第 80 号は、歳入歳出それぞれ 15 万 8,000 円を追加いたしまして、予算総額を 2 億 8,514 万 5,000 円とするものでございます。

主な内容でございますが、下水道総務費の人件費 15 万 8,000 円を増額補正するものでございます。

財源につきましては、一般会計繰入金を充てるものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第78号から議案第80号の3議案について、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第78号から議案第80号の3議案については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、議案第78号から議案第80号の3議案についての質疑を終結します。

これより議案第78号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第79号令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第4号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 80 号令和 5 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 80 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 次に、日程第 20、議案第 81 号再審法改正を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

服部議員。

○服部議員 再審法改正を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則（昭和 62 年千早赤阪村議会規則第 1 号）第 14 条の規定により提出します。

令和 5 年 12 月 22 日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員服部幸令。賛成者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員田村陽。賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読み上げ、提案理由にさせていただきます。

再審法改正を求める意見書。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言える。

ところで、冤罪被害者を救済するための制度としては再審がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編再審）には再審請求手続の審査の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、言わば再審のルールが存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。

したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。

そのため、裁判官や検察官の対応いかんで証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。

しかし、再審開始決定は裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。

したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という言葉は中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

以上の２点以外にも冒頭で指摘したように再審法の規定が少なく、とりわけ審理の在り方については明文の規定が存在せず、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、証拠開示以外の局面でも特に再審格差と呼ばれるように裁判所の訴訟指揮に大きな差が生じるという問題がある。

そこで、再審請求手続における手続規定に関しても速やかに整備する必要がある。

よって、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、今こそ次の点について再審法を速やかに改正すべきである。

- １、再審請求手続における証拠開示の制度化。
- ２、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止。
- ３、再審請求手続における手続規定の整備。

以上、地方自治法第９９条に基づき意見書を提出する。令和５年１２月２２日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

○千福議長 お諮りします。

議案第８１号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第８１号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第８１号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第８１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第２１、議案第８２号特定商取引法平成２８年改正における５年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

田村議員。

○田村議員 特定商取引法平成２８年改正における５年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則（昭和６２年千早赤阪村議会規則第１号）第１４条の規定により提出いたします。

令和５年１２月２２日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員田村陽。賛成者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員服部幸令。賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読み上げて、提案理由とさせていただきます。

特定商取引法平成２８年改正における５年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書。

特定商取引法（以下「特商法」という）の平成２８年改正の際、附則においていわゆる５年後見直しが定められた。令和４年１２月に同改正法の施行から５年の経過を迎えた。

令和４年版消費者白書によると、消費生活相談は８５．２万件でここ１５年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の５４．７％に上る。

そして、訪問販売及び電話勧誘販売の相談については、６５歳以上の高齢者の相談の割合は６５歳未満の割合の２倍を超え、高齢者が被害に遭いやすい。さらに、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が４８．６％を占めている（令和４年版消費者白書）。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。

また、令和４年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の２７．４％と最多となりトラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。

マルチ取引は２０歳代において高い比率を占めていて、令和４年４月の成年年齢の引下げにより、１８歳から１９歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。

これらの消費者被害に対処するため、国に対して以下の事項について特定商取引法の改正を行うよう求める。

１、訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。

２、ＳＮＳ等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制、クーリングオフ等を認めること及び権利を侵害された者はＳＮＳ事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。

３、連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第９９条に基づき意見書を提出する。令和５年１２月２２日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

○千福議長 お諮りします。

議案第８２号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって議案第８２号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第82号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第82号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第22、議案第83号医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則（昭和62年千早赤阪村議会規則第1号）第14条の規定により提出いたします。

令和5年12月22日提出。

内容を読み上げて、提案理由とさせていただきます。

千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員服部幸令。賛成者、千早赤阪村議会議員田村陽。賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書。

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障を来す事態が深刻になっている。

また、募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状である。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査（2022年6月）でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて8万円を超える格差がある。

今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心にベースアップなどによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大している。

また、8月に出された人事院勧告は、民間企業の賃上げを受けてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月に遡って増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況である。

介護や障害福祉を支える職員は専門職として位置づけられているにもかかわらず、低賃金、人手不足による苛酷な労働を強いられることが続けば職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなるおそれがある。

よって、政府に対して、以下のとおり介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取組を迅速に推進することを強く求める。

1、医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ、処遇改善等を行うこと。

2、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など地域医療介護総合確保基金における新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の活用を推進すること。

3、介護や障害福祉を支える職員は専門職として位置づけられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の地域対応活用を促進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。令和5年12月22日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

○千福議長 お諮りします。

議案第83号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第83号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第８３号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第８３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第２３、議案第８４号食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則（昭和６２年千早赤阪村議会規則第１号）第１４条の規定により提出いたします。

提案内容を読ませていただき、提案理由とさせていただきます。

令和５年１２月２２日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員服部幸令。賛成者、千早赤阪村議会議員田村陽。賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書。

食品ロス削減推進法が２０１９年１０月１日に施行され、食品ロス削減に関する普及啓発が進められてきた。

一方で、農林水産省が公表した２０２１年度の食品ロス量は５２３万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が２７９万トン、家庭系食品ロス量が２４４万トンとなっている。

現在、世界で約８億人が飢餓に直面していると言われていた中で、国連世界食糧計画（ＷＦＰ）では飢餓で苦しむ人々のために年間４８０万トンの食料支援を行っており、日本における食品ロスとしてまだ食べられるのに捨てられてしまう食料がその１．１倍以上となっているのが現状である。

また、食品ロスの削減は気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄における直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、

製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費など環境に及ぼす影響は決して少なくはない。

よって、政府に対して、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、下記の事項について特段の取組を求める。

1、事業者と一体となったエシカル消費の普及促進。

賞味期限や消費期限に近いものから選ぶ「てまえどり」などエシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。

2、食品ロス削減につながる小分け包装等の拡大。

食品のロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた小分け包装や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長につながる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における小分け提供や持ち帰りなど食べ切りを積極的に進めるための取組を一層強化すること。

3、在庫食品や未利用食品の寄附の普及拡大。

食品ロス防止のため、子ども食堂、子ども宅食、フードバンク等へ企業等からの在庫食品の寄附促進やフードドライブ（未利用食品の寄附運動）等の利活用でもったいないとお裾分けの好循環をつくり、国民運動としての取組を一層強化すること。

4、コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置支援。

事業系の食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店などから提供された食料品等を地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備すること。

5、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用。

食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や食材の皮や芯や種など出荷や加工前に廃棄されている地域の食材をできる限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。令和5年12月22日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

○千福議長 お諮りします。

議案第84号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第８４号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第８４号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第８４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第２４、議案第８５号認知症との共生社会の実現を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 認知症との共生社会の実現を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則（昭和６２年千早赤阪村議会規則第１号）第１４条の規定により提出いたします。

内容を読み上げて、提案理由とさせていただきます。

令和５年１２月２２日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員服部幸令。賛成者、千早赤阪村議会議員田村陽。賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

認知症との共生社会の実現を求める意見書。

認知症の高齢者が２０２５年には約７００万人になると想定されている現実に対して、

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための共生社会の実現を推進する認知症基本法がさきの国会で成立した。

現在、政府において認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聞きながら認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。

今こそ認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めていくときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力のもと、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ自分らしく暮らし続けることができる社会である。

よって、政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を各地域で実現することを強く求める。

1、認知症基本法の円滑な施行に総力を。

本年6月に成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行に向け、立法の趣旨を踏まえ、円滑な施行に向け、施行後に設置する認知症施策推進本部をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が自身が認知症であることを隠すことなく朗らかに日常を続けられるように、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために省庁横断的かつ総合的な取組の推進に総力を挙げること。

2、地方自治体への支援の強化。

地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など適切な支援を行うこと。

また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置の在り方を検討すること。

3、地方自治体の組織体制の強化。

地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取組を部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。

また、各自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。

4、認知症の人の働きたいというニーズをかなえる労働環境の整備。

認知症の人の働きたいというニーズをかなえる環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、認知症と診断されても本人の状態に応じて社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。

5、認知症の方を抱えるご家族への支援体制の拡充。

独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、1つの事業所で相談から訪問介護・通所・ショートステイまで一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

6、身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築。

身寄りのない方を含め、認知症になったとしてもその状態に応じて安全に安心して生活ができる社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し、総体的かつ柔軟に寄り添い支える成年後見制度や身元保証等の在り方について、現状の課題を整理し検討を進めること。

また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。

7、認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備。

全ての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容体に応じ相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス・地域支援を受けることができるのか（認知症ケアパス）、さらに認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢・方法、驚かせない、急がせない、自尊心を傷つけないなど配慮すべき事柄等（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）を繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。令和5年12月22日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

○千福議長 お諮りします。

議案第85号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第８５号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第８５号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第８５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

午前１１時２９分 休憩

午前１１時５０分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に南本村長から議案が提出されました。

お諮りします。

ただいま村長から議案第８６号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。議案第８６号を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 追加日程第１、議案第８６号千早赤阪村手数料条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第86号は、千早赤阪村手数料条例の改正についてでございます。

本議案は、戸籍法の一部を改正に伴い、戸籍・除籍電子証明書提供用特別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるなど、村手数料条例の改正を行うものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長 それでは、議案第86号千早赤阪村手数料条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、国において戸籍証明書等の広域交付や電子化を進め、戸籍制度を利用しやすくするため、戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日に施行されます。

このたびこの法律改正に伴い、新たに戸籍に関する証明が設けられ、その手数料等を規定するため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が今年12月6日に公布されたことにより、千早赤阪村手数料条例の改正を行うものでございます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

別表2、戸籍法関係事務です。第1号から3ページの第7号までは政令の規定に合わせて引用条文等の整備を行うものでございます。

次に、第8号は、戸籍証明書等の添付負担の軽減を図るため、新たに戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が制度化されることにより、1件につき400円の規定を追加するものでございます。

ただし、同時に電子証明書の事項と同一の事項を証明する戸籍証明書を請求される場合は、当該発行は除くものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第9号は、第8号と同様に新たに除籍についても電子証明書提供用識別符号の発行が制度化されることにより、1件につき700円の規定を追加するものでございます。除外規定目的と同様でございます。

5ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は令和6年3月1日から施行するものでございます。よろしく申し上げます。

○千福議長 お諮りします。

議案第86号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第８６号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第８６号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第８６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

南本村長から議案第８７号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第２として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。議案第８７号を日程に追加し、追加日程第２として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

○千福議長 追加日程第２、議案第８７号令和５年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１１号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第８７号は、令和５年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１１号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ１，１２１万５，０００円を追加いたしまして、予算総額４０億９，３３５万９，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、物価高騰対応重点支援地方交付金を活用し実施する事業費などを補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 それでは、議案第 87 号令和 5 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 11 号）についてご説明申し上げます。

それではまず、10 ページをご覧ください。

歳出でございます。

総務費は、高齢者世帯生活支援臨時給付金事業に係る非課税世帯抽出作業等委託料の増額でございます。

民生費は、高齢者世帯生活支援臨時給付金事業に係る事務費及び事業費並びに職員手当の増額でございます。

衛生費は、水道料金軽減事業負担金の増額でございます。

土木費は、コミュニティバスの利用者がオンラインにて定期券を購入する際に発生するオンライン決済手数料の増額でございます。

次に、8 ページをご覧ください。

歳入でございます。

国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地域交付金を補正するものでございます。

繰入金は、今回の補正における交付金を財源更正することにより、財政調整基金繰入金及びふるさと応援基金繰入金を減額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第 87 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第 87 号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

服部議員。

○服部議員 ご説明ありがとうございました。

質疑の前なんですけど、12月20日、金剛バスが廃止になった後、私も見学させていただいたんですけども、担当部長を筆頭に担当課の皆さんにはバスの貼り替えやバス停の移動・撤去などご尽力いただき、誠にありがとうございました。本当にお疲れさまでした。

また、昨日、村バスが運行した当日も積雪などがあり若干トラブルがあったようですが、大きな事故もなく皆さんのお力で安全に運行していたこと、本当にありがとうございました。重ねてお礼を申し上げます。

またこれから何かとトラブルがあるかもしれませんが、住民さんの移動手段の確保ということで続けていただくよう重ねてお願いいたします。よろしくお願いいたします。

そして、質疑のほうなんですけど、コミュニティバスの利用者が定期券を購入する際に発生するオンライン決済手数料の増とあるんですけど、これをもう少し詳しく教えていただけますか。

○千福議長 菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 この手数料につきましては、現在、村立中学校から登山口までの定期券の発行につきましてはロゴフォームにより申請してもらって役場の都市整備課とか警備員のほうで窓口対応でお金をもらって交換しておるような状況でございますが、お金の受渡し等々がありますのでロゴフォームによるオンライン決済のほうをさせてもらおう予定でございます。

オンライン決済というような形でロゴフォームから現在と同じように申込みのほうをしてもらいまして、その中で電子決済のPay Payか、またクレジットカードとかで支払いのほうをやってもらったらお金の引渡しが必要となりますので、そういった形の分の取組のほうをさせていただきたいと考えております。

それにつきまして、ロゴフォームの決済業者に対して手数料3.5%を払う分につきまして今回の補正予算のほうで計上させてもらっているような状況でございます。

以上でございます。

○千福議長 服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。

確かに最近だと電子化が進んでいますので電子決済、クレジットカードとかでご利用いただいたほうがいいと思いますので、引き続きこれを続けていただきたいと思います。

次に、確認なんですけども、エネルギー・食料品等価格の高騰、物価高騰の影響による村民生活や経済活動を支援するための水道料金減免に伴う負担金の増とあるんですけど、水道料金減免の期間はいつぐらいになるのかお答え願えますか。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 今回、上げさせてもらっている分につきましては、2月、3月分の請求分の基本料を減免させてもらう分で計上のほうをさせてもらっています。

以上でございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

田村議員。

○田村議員 先ほど服部議員の質疑においてオンライン決済手数料についてのお話がありましたけれども、よく分からないのが、結局オンライン決済をしたとしても定期券の発行というのは来ていただく必要がある、なので結局そこで支払いをしてもらえればそれで解決する話ではないんですか。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 どっちにしろ定期券のほうは取りに来てもらわなければならないということでございますけど、都市整備課の窓口等でも発行してその支払いで現金を会計窓口のほうでやってもらうというようなことにもなりますし、平日だけでは通勤通学の方が不便なので土日対応ということになれば警備員のほうにお金の引渡しをお願いするということも考えましたら、安全面等々を考えまして事前に電子決済のほうをやってもらって定期券だけ警備員から渡してもらうような手続をさせてもらいたいと考えております。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 実際のフローとしては、都市整備課で定期券を交付してもらって、その後に実際会計のほうでお支払いするというような形になるということですね。

土日の交付の場合、警備員室の対応になるというお話だったんですけども、その場合もそこでお支払いは逆にできないというかオンライン決済じゃないと土日の交付は受けられないという形になるのか、それともオンラインで支払っていなくても土日交付を受けてそこでお金の受渡しというのが可能なのか、その点はどうなっていますか。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 定期券の発行につきまして全てオンラインで申し込んでもらうというのを前提にしておりますので、都市整備課で渡そうが警備員で渡そうが全てオンラインでさせてもらいたい。

定期券を作る準備等もありますので、そしてまた支払いのほうにつきましても現在は現

金を預かるような形になるんですけれども、今後この手続が完了すれば全てオンラインのほうで決済ということなんで、基本的には都市整備課であろうが警備員室のほうでも現金は扱わないということで、全てオンライン決済で対応させてもらいたいなと考えております。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 例えば、現状ロゴフォームで申し込みます、ロゴフォームで申し込んで、そのときに同時にオンライン決済をしなければ申請自体ができないようになっているのか、それともその工程が別なのか。

というのも、オンラインでその申込みはできる、支払いはそこで必須ではないとなれば役場のほうで支払おうとする人も出てくるかなと思うんです。だから、そこら辺の仕組みがどういうふうになっているのか教えていただけますでしょうか。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 それにつきましては、どういう手順でできるのかというのはまたシステムの制度化をこれからやっていくんですけど、基本的に支払いの決済まで全部行って申し込むというような形になるであろうと考えております。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。

もう22日以降ということで、現状でもうそのフローに入っていると思うんです。なかなかお忙しいところとは思いますが、できるだけその枠組み、特に決済関係ですからしっかりと住民さんに分かりやすい形で制度設計していただけたらなというふうに思います。

あと、水道料金減免の件なんですけど、今2月、3月分ということでご答弁がありましたけど、さきの説明では4月、5月分も見込むということであったと思うんです、そこはどうなったのかご説明をお願いしますでしょうか。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 すみません、水道料金の前に定期券の件なんですけど、今回予算のほうを通らせてもらってからオンライン決済の手続をさせていただきますので、まだすぐ対応できないので、1月下旬、2月初めぐらいに手続ができるように、なるべく早い目にさせてもらいたいなと考えております。

水道料金のほうにつきましては、現在、令和5年度予算の分では2月、3月分の請求分

のほうを対応させてもらいまして、4月、5月となれば来年度当初予算のほうで計上させてもらうような手続になっております。

以上でございます。

○千福議長 ほかにありませんか。田村議員。

○田村議員 改めてお聞きします。

高齢者世帯生活支援臨時給付金事業ということですが、この高齢者世帯とは具体的にどういった方を指すのかお願いいたします。

○千福議長 池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長 75歳のみで構成された世帯になります。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 75歳のみで構成された世帯ということは、例えば75歳と74歳とか80歳と50歳とかそういった世帯は対象にならないということで合っていますでしょうか。

○千福議長 池西部長。

○池西健康福祉部長 田村議員がおっしゃっているとおり、75歳以上のみの世帯ですので、50歳であるとか60歳の方がおられる世帯は対象外というふうになります。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 後からになりますけれども、この3回を既に超えているかなと思うんですけども、構いませんでしょうか。

○千福議長 許可します。

○田村議員 ありがとうございます。

では、なぜそこで高齢者、75歳を含む世帯というのもあり得たと思うんですけども、なぜ75歳のみで構成される世帯というふうにそこに線を引かれたのか、その理由をお伺いできますでしょうか。

○千福議長 池西部長。

○池西健康福祉部長 今回、急激に物価が上昇するという経済状況において、若い世代に比べましてお年寄りの家庭につきましては消費支出の全体に占める割合が食費であるとか光熱水費であるとかその辺が高い傾向にあるということで、75歳以上の世帯ということで絞らせていただきました。

以上です。

○千福議長 ほかに質問はないですか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第 87 号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第 87 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第 25、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

井上議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定に基づき、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項を閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで休憩を行います。

13 時 15 分からの再開とします。よろしくお願いします。

午後 0 時 14 分 休憩

午後 1 時 15 分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○千福議長 日程第 26、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

それでは、第 1 番目の質問者、服部議員、1 問目の質問を許可します。

○服部議員 議席番号 3 番、服部幸令、議長通告に基づき 2 つの質問をさせていただきます。

まず 1 問目、農道整備事業の進捗状況はについて伺います。

令和５年度予算で農道整備事業に２，０００万円が計上されていますが、現在見ている限り工事が行われているようには思えません。事業の状況はどのように進んでいるのか、また今年度中に終わる見込みなのか伺います。ご答弁よろしくお願いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 それでは、農道整備事業の進捗状況はにつきましてご答弁申し上げます。

令和５年６月議会の藤浦議員からの一般質問で答弁させていただきましたとおり、桐山地区から農道整備事業の要望があり、地区主催の座談会などでルート案の協議などを行ってこられました。その後も地区内で協議を重ねられ、分校跡地から村道桐山１号線に接続をする新たな桐山地区の農道の整備ルート案が示されました。

ルート案の決定を受けまして、１２月７日に桐山地区農道構想設計業務に係る委託契約を締結し、同業務におきまして農道整形の確定や簡易測量の実施、概算事業費の算出などを行うとともに、地区との協議も進めながら農道構想を策定し、これを踏まえた実施設計業務を発注する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。

先ほどの答弁で今年度で農道構想設計を行うとの答弁がありましたが、農道の規模と具体的な今後のスケジュールについて伺いたいと思いますので、ご答弁よろしくお願いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 農道延長につきましては、６月時点では２００メートルと答弁しておりましたが、その後の座談会などで議論を重ねた結果、約８２０メートルの計画で進めております。

今後のスケジュールにつきましては、地元協議の進み具合にもよりますが今年度で構想設計、そして令和６年度で測量実施設計をさせてもらい、令和７年、８年度で工事と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 要望をお願いします。

桐山地区については、過去に圃場整備の計画があったと伺っております。桐山地区は優良な土地も多く、10トン車が通れるような農道整備できれば、村にとっても、また農業者にとっても有益になると考えられます。

ご答弁にあったように工事終了まで数年かかることが見込まれますから、今後も地区座談会等に村も積極的に同席し、地区の要望を受け入れた形で進むように支援を要望します。よろしくお願いします。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 2問目ですが、大阪・関西万博への取組はについて伺います。

大阪・関西万博が開催されるまで500日を切り、特に村は開催地である大阪府下の自治体であり、大阪唯一の村として宣伝する好機と思われます。

LINEの千早赤阪村の公式アカウントでも発信されておりましたが、本村はこの万博に対して開催までどのように関わっていくのか、また開催期間中はパビリオンへの出展やイベントへの参加等は考えているのか伺います。よろしくお願いします。

○千福議長 答弁者、中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 大阪・関西万博への取組はについてご答弁申し上げます。

大阪府では、万博開催に向けた機運醸成のため、これまでから様々なイベント等が開催されております。本村も、10月21日、22日の万博公園におけるもうすぐ万博500日前！EXPO FES！及び10月28日、29日の咲洲こどもEXPOに参加し村のPRを行うとともに、600日前、500日前の節目にはホームページでの情報発信や庁舎への懸垂幕の掲示などを行ってきたところでございます。

今後も、このようなイベントがあれば積極的に参加をしたいと考えております。

また、開会期間中における府下の自治体に参加して各地の魅力を発信する大阪ウィークが春・夏・秋の季節ごとに一週間程度開催される予定となっております。現在、その内容について検討を行っているところでございます。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。

大阪・関西万博開催中に大阪ウィークに参加し魅力を発信していくとのことですが、万博を一過性のものに終わらせるものではなく、せっかくの大きな大型イベントである万博を契機に、その後においても村へ訪れていただけるような施策が必要だと思いますが、村

として何か考えていることがあるのかお伺いします。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 万博の開催期間中は、世界中から大勢の方が大阪を訪れることになります。府下唯一の村である千早赤阪村も、これを契機に大きく飛躍をしていかなければならないと考えております。

その一つとしまして、交流人口や関係人口を創出するため、楠公誕生地周辺のにぎわいづくりとなる地域活性化交流拠点整備を進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。

ぜひ万博を契機ににぎわいづくりを進めていただきたいと思います。

そこでお伺いしますが、村長はイベントの冒頭の挨拶などで万博について発言されることが度々ありますが、村長の万博に対する思いを伺いたいと思いますので、ご答弁をよろしくお願いします。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 今から約50年前に開催されました大阪万博では、人類の進歩と調和をテーマに人類の未来に役立つテクノロジーがこの万博を契機に登場し、現在に普及をしております。その代表的なものは、スマートフォンや動く歩道、また昔、私も実は行かせてもらったんですが、ちょうど中学、高校ぐらいのときですか、ブルガリア館のヨーグルト、これが無料で配られていまして私も頂きましたが、今では当たり前存在しているものが万博を契機に生み出され、発展し、進歩しております。

2025年の大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに未来社会の実験場というコンセプトのもと、人類共通の課題解決に向けて先端技術などの世界の英知を集め、新たなアイデアを創造・発信する場となることが期待をされております。

特に高齢化率の高い千早赤阪村に合致した健康に関する分野の新しい技術が早く普及すれば、村民の皆様にとっても万博を開催する意義は大きく、私も大いに期待しているところでございます。

答弁とさせていただきます。

○千福議長 要望をお受けします。

服部議員。

○服部議員 先ほども質問させていただきましたが、万博中もですが何よりも重要なのは

万博後だと思われます。

現在、報道を見ていてもどうしても万博に焦点が当てられていますが、やはり万博後にその経験というかレガシーとよく言われますがそれをいかに活用するか、それが重要だと思われます。そのための一案として、答弁いただきました楠公誕生地周辺のにぎわいづくりとなる地域活性化交流拠点整備はぜひ進めていただきたいと思います。

そして、千早赤阪村をよりよくしたいという思いは皆さんの共通認識だと思います。そのために、我々議員側も6月に陸上養殖や11月には奈良県天川村財産区のモノレールの視察等、村のにぎわいづくりの一案として提案できるようなものを考えております。

村長ご自身も大阪・関西万博に大いに期待されているご様子なので、村長には万博を一つの好機と捉えていただき、また昨日、吉村知事と大阪メトロが記者会見で万博中・万博後の自動運転の普及の話もしておりました。村長には、万博後の村のさらなる発展・活性化に尽力いただくことを要望したいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○千福議長 第2番目の質問者、藤浦議員、1問目の質問を許可します。

○藤浦議員 それでは、議席番号7番、平政会派藤浦稔です。よろしくお願いします。

第1問目、役場職員の人事管理について質問させていただきます。

村では、南本村長になって3年余りの間に90人にも満たない役場職員の中で、これからという若手職員20人弱が退職しております。最近はどの団体も離職率が高いと聞くものの、この数字は異常ではないかと思ひます。

これについて今年7月臨時会において説明を求めると、答弁は個人情報なので答弁できない、個人のプライバシーのことであるなどと他人事のような答弁でありました。

私は、危機感を持って村を担う職員を育ててこそ村長公約の実現も可能なものであつて、若手職員が育ち始めた頃に退職されるようでは、事業も停滞するのではないかと危惧しております。この点について、村長の本心を伺ひます。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 役場職員の人事管理についてご答弁を申し上げます。

藤浦議員がおっしゃるとおり本当に一番頭の痛いところで、実は私はご存じのように未来協議会2町1村とか、それとか南河内環境事業組合の6市町村の先日も研修会、それと見学会に行つてまいりました。そこで首長様と食事をする機会がありまして、そこでまずどこの場でも出るのが人事の辞職率の多いこと、これが一番問題だというふうにおっしゃつていましたので、私も一番深く受け止めておる事態でございます。

そういった意味で、職員個々の退職理由というのは体調のことや家庭の事情、取扱いに

細心の注意を払わなければならない内容であり、そのようなやり取りをすること自体が議会という場にふさわしくないことの判断のもとであったこととご理解を賜りたいと、そのように思っております。

職員の退職の状況でございますが、私が就任する前の３年間の退職者を調べていただきましたら１７名おられました。私が就任をさせていただいた３年間の退職者数が２０人となっており、退職者数が多い傾向が続いているのは私も理解をしております。

この人数が多いのか少ないかは公表資料がないことから評価することは困難ですが、これから村を背負っていく人材が退職していくことは村にとっても大きな損失でございます。住民サービスの低下にもつながりますことから、危機感を抱いているのは事実でございます。

しかしながら、なかなか特効薬が見つからないのが現状です。社会で働き方改革が叫ばれている中で、職員が意欲・能力を発揮でき、やりがいを持って働き続けることができる環境整備に引き続き今後も取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 今の答弁でやりがいを持って働き続ける環境整備が必要とのことですが、若手職員が希望を持てるように大事にしていきたいと思っております。

職員数が少ないことから、１人当たりの業務量も増えており、定数の見直しや給与面での処遇の改善なども検討すべきではないかと考えますが、村長の考えを伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 まず、給与面についてですが、初任給につきましては近隣自治体よりも低い状況であったことから、３町村合同の採用試験を機に同等の金額に引上げをさせていただいたところでございます。

また、転職されて村に来られる方は前職よりも給与面で低くなる傾向があり、それが辞職にもつながることから、中途採用時の処遇の見直しについても検討させていただいております。

職員定数につきましては、これまで行財政改革の一環として削減ありきで進められてきましたが、社会経済情勢の変化や情報通信技術の進展などにより住民ニーズが多様化していることに加え、激甚化する気象災害への迅速な対応などにも必要であることから、今後は財政状況も鑑みつつ、業務量に合った適正な職員数が確保できるよう検討を進めてまいり

たいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望をお願いします。

いずれにしても、ここ3年間の退職者は非常に多いと思います。私は、役場に何かあるからと疑わざるを得ません。

理由についてはいろいろあると思われますが、この数字を見て個人の問題、今どきの若者の考えと片づけず、村長としてもこの数字を食い止めることは一つの責務であり、それが村の発展、ひいては仕事の効率化などにつながり、よって離職を防ぐ手だてを考えられることを要望して終わります。

○千福議長 2番目の質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 令和6年度の予算編成についてですが、令和4年度決算における平政会の総括質疑では村長の公約に掲げている中で事業の大半は実現できているとの答弁でありました。

令和6年7月には村長選挙を控えることから、村の起爆剤となるような予算を計上され、戦略的な議論を役場庁内でされているのかお伺いします。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 令和6年度の予算編成についてご答弁を申し上げます。

まず、私の公約につきましては21項目を掲げさせていただいております。その中で、給食費の無償化や通学バスの負担金減額、18歳までの医療費助成の拡大など10項目を既に実施させていただいております。

また、企業誘致やITの推進、農林業の再生など残りの項目につきましては、実現に向けて現在取組を進めておるところであり、現在進行中のものも含めておおむね順調に進んでいると認識をしております。

令和6年度の予算におきましては、千早赤阪村第5次総合計画や千早赤阪村過疎地域持続的発展計画に掲げている施策の実現に向けた予算を編成する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望をお願いします。

公約については、村長自身の達成感、自己満足感で、大半は実現できているとあるが、これを受け止める村民にとっては全く実感が湧かないという声もあり、考え方の違いもあるのではないかと考えられます。

このことから、村長としての残り期間にできる限りの実現に向けられ働かれることを要望して、終わります。

○千福議長 第3番目の質問者、田村議員、1番目の質問を許可します。

○田村議員 議席番号6番、平政会田村陽でございます。事前に通告させていただきましたとおり、夢灯りについて村長の考えは、行政評価について考えは、この2点についてご質問させていただきます。

去る11月11日に、ここせの里棚田夢灯り2023が行われました。村長もご存じのように、以前はここせの里棚田夢灯り&収穫祭として村主体で行われておりましたが、村撤退後も有志により継続して実施されているものでございます。

ですが、聞くところによりますと、当該事業に関しまして昨年は約40万円の赤字、今年も同額程度の赤字ということであります。

村長は、選挙前に棚田夢灯りの存続を公約として掲げておられましたが、これまでのところ村からは何ら財政的な支援は行われておらず、赤字はそのまま有志個人の負担となっております。

毎年40万円もの巨額の赤字を個人が負担しなければならない状況では、イベントの継続は困難極まりないということは想像に難くありません。夢灯りの存続を公約として掲げておられた村長は、個人が赤字を負担している現状をどのように考えておられるのでしょうか。

1つ、夢灯りに対する評価、2つ、夢灯り存続との公約に対する村長のお考え、3、財政的支援を行ってこなかった理由、以上3点についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 それでは、ご答弁を申し上げます。

まず1点目、夢灯りに対する評価につきましては、村主催の事業ではございませんので私がそれに対して評価をするということは差し控えさせていただきたいと思います。

次に、夢灯り存続との公約について私の考えですが、マニフェストの棚田の存続を支援し夢灯りを継続しますにつきましては項目農林業の再生支援の一つとして掲げておるもので、主眼は歴史的にも大変貴重な棚田を存続させるという点にあります。

また、夢灯りの存続という点に関しては、設備や備品の貸出し、イベント開催時期に合

わせた周辺の草刈りなど側面的な支援を行っております。

次に、財政的支援を行ってこなかった理由についてですが、平成30年度までは実行委員会に対して補助金の交付や職員による人的支援を行ってまいりましたが、委員会運営に関する業務を実質的には村の職員のみに頼っている状況とのことでございました。実行委員会としての自主的な運営を促すためにこれらの支援を取りやめたという経緯があるというふうに私は聞いております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 ご答弁ありがとうございます。

先ほど夢灯りの継続は主眼ではないと、そういうふうにおっしゃったかと思います。

ただ、村長の公約には棚田の存続を支援し、夢灯りを継続しましょうとはっきりと書いてあるわけです。もう一度言いますけれども、夢灯りの継続とはっきりと書いてあるわけです。

村長、改めてお聞きいたしますが、夢灯りの継続は公約でしょうか、それとも公約ではないのでしょうか、どちらなのかははっきりとお答えいただきたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 夢灯りの継続は私の公約でございますので、今後も検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 ただいま夢灯りの継続は村長の公約であるというふうにご答弁いただきました。

ただ、先ほどのご答弁で備品を貸し出していると、設備ですか、貸し出していると、そういうご答弁がありました、そういった側面的な支援ということですが、現状の毎年40万円の個人負担が発生していると、その状況で備品の貸出しをしていれば継続は可能だとそういう認識でおられるということでしょうか。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 私は、この役場に寄せていただいてちょうど3年半になります、以前の棚田の件も聞かせていただいています。棚田の保存会の会も地権者さんでやっておられると、その方がいろんな諸問題、立場があると思います。そういった意味で、私は棚田をされて

いることが非常に今後も継続してやっていくべきだというように先ほども答弁申し上げましたが、その中で以前も実行委員会の方に、私は継続していきたいが、村としての協力支援策をお伝えをさせていただこうということで会を持たせていただきました。

その中でも、費用面、前回も40万円赤字が出ているというふうにおっしゃっていただいて、それも通行費を前回取っておらなかったのかな、見学するのにお金を、今回は取っておられたと。前回、私は何うことができなかったんですけども、今回は時間があつたので俳句の表彰もあるということで伺わせていただきましたら、農道にも費用を取ってやっておられる、農道ですから地権者の方に了解も得られていると思うんですが、来られている方は恐らく千早赤阪村が関わっていると、といいますのは大阪の観光協会も棚田夢灯りも掲示しています、いまだに金剛山のロープウェイも載せています。

この千早赤阪村は、富田林商工会、富田林、河南、太子、千早で構成されている商工会がございます、また村の中でも観光協会があります。私は、一生懸命やられて赤字を出されているんですから村も関わって、そのときに田村議員はおられなかったんですけども、その場でもはっきりお金も出しますけども、やはり村にとって村民の皆さんにも喜んでもらえるようにしていきたいからということでお話もさせていただきましたが、どうも一方通行だったのか私の言い方が悪かったのかそれで話が終わってしまったので、また実行委員さんともゆっくり、まだまだ来年もぜひしていただきたいし村も関わってきたいのでそういう面で金銭的な面でも協力はさせていただきますが、村の村民さんにとってもプラスになるように、補助を出すということは全て村にお住みの方の税金を使わないといけないので、そういう意味でもっともっと人も増やしお金も頂くことなく盛大に大阪府も巻き込んでと言ったら変な言い方ですが協力をいただいて大々的にやらせていただくようにしたいなというふうに私個人的には思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうも村長、ご答弁ありがとうございます。

今、村長がおっしゃっておられたのは村長個人のお考えということなんですか、それとも村長がそういうふうにお考えなのであれば、なぜこれまで財政的な支援をされてこられなかったのか、正直疑問が残るところであります。

村長が先ほどおっしゃっておられた夢灯りの継続は主眼ではないと、そのコメントとも今回ずれてくるのかなというふうに感じました。

なかなかこれまで40万円も個人負担を出していた状況で、まずそこをこれまでなぜ支

援してあげられなかったのか、もし村長がそういうふうにお考えなのであればぜひとも支援してあげてほしかったなというふうに思います。

現状、僕がお聞きしているところですともう今後継続は難しいのではないかというふう  
に考えておられる方もいらっしゃるそうなので、ぜひとも村長、いま一度しっかりと会の  
皆さんと話し合いをしていただきたいというふうに要望して、終わらせていただきます。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 それでは、2問目の質問をさせていただきます。

本年9月議会総括質疑で、令和4年度の事務事業評価についてお伺いしましたところ、  
現在取りまとめ中という返答がございました。完了次第、議会に報告するとのことでした  
が、12月6日時点ではまだ報告はされておられません。

行政評価については、令和元年6月議会での一般質問をはじめこれまでも何回か議会に  
て指摘しているところでありますが、PDCAサイクルと言われるように過去の事業につ  
いて適切に評価が行われて初めて次の政策に生かすことができると思います。

現状での事務事業評価の進捗と事務事業評価に対する行政の基本的な考えをお伺いた  
します。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 行政評価の考えについてご答弁を申し上げます。

事務事業評価の進捗につきましては、現時点でほぼ評価は完了しておりますが、最終的  
な総合評価が一部完了していない状況であり、作業が完了次第、議会に報告してまいりた  
いと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

事務事業評価に対する考え方につきましては、議員ご指摘のとおりPDCAサイクルに  
基づき定期的な達成状況の評価・検証を行うことが重要と認識をしております。

今後も引き続き、適時見直しをしながら効果的な事業評価の実施に取り組んでまいりた  
いと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 評価方法について、今後見直しを行いながら取り組んでいくとのご答弁をた  
だいいただきましたけれども、改善に向けて担当課として現状の行政評価制度の課題、  
それはどのようなものがあり、そしてその課題に対してどのように感じておられるのかお  
伺いしたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 事務事業評価につきましては、事業完了後、各事業担当課におきまして自己評価を行い、有識者による外部評価を受けて庁内会議において総合評価を行っております。

課題といたしましては、事務事業評価に係る事務そのものが少なからず職員の負担となっていることや、調書の作成自体が目的となるなど本来の趣旨が見失われていたことが上げられます。

今後、課題解決に向けまして制度の趣旨を改めて徹底するとともに、職員の負担軽減を図れるようよりよい評価方法について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。

最初に行政評価についてお聞きしたときから、行政評価の課題はあまり変わっていないように感じております。先ほどのご答弁ではよりよい評価方法について検討してまいりたいとのことでしたが、これまでも検討や見直しを進めてこられたことと思います。

これまでどのように検討し見直しをこられたのか、また今後さらにどのように見直しを行っていかれるのかお伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 事務事業評価における見直しにつきましては、これまでも例えば義務的または経常的な事業を評価の対象外とし事業数の絞り込みを行ったほか、予算科目と事務事業名の統一化、チェック指標の明確化、実施計画書との連動など評価調書の簡素化や事務の効率化、職員の負担軽減に努めているところでございます。

今後も、これまでの取組を踏まえながらさらなる評価対象事務の絞り込みなど様々な観点から検討を続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。

行政評価は、経験を将来に生かすという点で確かに重要ではありますが、その一方、行政評価に手を取られ過ぎると本来の業務が進まないというジレンマがあるということも了解しております。

負担軽減をしていくために効率化が必要だとしても、その効率化自体が新たな負担となるというそういう側面もあり、その両立はなかなか困難なテーマであると思いますが、よりよい村政の実現のためにも創意工夫、何とか頑張っていただくようお願いしたいと思います。

以上、終わります。

○千福議長 第4番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号2番、公明党井上浩一です。通告に基づき、2点質問させていただきます。

1点目は、地域活性化交流拠点整備検討事業の現況についてであります。

令和4年度に約150万円の費用を投じて委託・検討されたコンセプト案を基にして、令和7年に行われる予定の万博に合わせ進められている楠公誕生地及びくすのきホール周辺の整備事業について、現在の進行状況と今後の方針、スケジュール等について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 地域活性化交流拠点整備検討事業の現状についてご答弁を申し上げます。

千早赤阪村のコアなファンを増やしていくため、楠公誕生地周辺エリアを誰もが楽しめるにぎやかな活動の拠点スペースとして利用してもらいたいという思いから、千早赤阪村のファンベースというコンセプト案を基に楠公誕生地周辺交流拠点整備計画案の策定に取り組むとともに、拠点整備の予定地と考えている用地の測量に向けて地権者への説明を進めておるところでございます。

また、整備に向けたスケジュールとしては、来年度の当初に整備計画を作成いたしまして、地元地権者にもご協力をいただきながら土地の調査及び鑑定を行った上で、用地を取得し、その後速やかに計画・整備工事を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 答弁ありがとうございました。

コンセプト案を作成されてから以降、農産物直売所の閉鎖や村の基幹交通であった金剛バスが先日撤退されまして、新たな課題も出てきていると感じております。

様々な課題解決に向けて拠点整備の効果が最大限に現れるように整備方針を検討されていると考えておりますが、いかがお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 拠点整備を進めるに当たっては、民間業者への市場調査を実施するなど中山間地域である村の地域特性を生かした具体的な計画を策定していくこととしております。

また、新たな地域交流の創出、防災機能の強化や地域の利便性を高めるファンベースを目指してまいりたいと思っております。

また、効果を最大限発揮させるため、この区域だけでなく国道309号線や南河内フルーツロードなどの交通ネットワークの機能強化とも拠点整備を連動しながら施策展開を図っていくことで、持続可能な村づくりにつながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

本年10月に新庁舎の建設は完成いたしました。今後は金剛山ロープウェイの撤去や金剛バスの代替交通である1市2町1村で実施する広域でのコミュニティバスの運行、さらに物価高騰や少子・高齢化が進む中で多額の費用が見込まれる拠点整備事業を進めるのに当たって、どのような財政見通しを考えておられるのかお考えを伺いたいと思います。お願いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 人口減少や少子・高齢化がますます進み村を取り巻く状況は非常に厳しいと考えておりますが、先ほど申し上げました事業効果の発現を一刻も早く得ることが必要だと思っております。

また、拠点づくりによる楠公誕生地周辺での機能強化によって生まれるにぎわいづくりを村民生活の向上につなげたいという私の思いもございます。そのため、整備を進めるに当たっては国の補助金等を最大限活用するとともに、民間活力の導入など村の財政負担を可能な限り軽減できるよう今後は進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

お考えは分かったのですが、基本理念といいますか全体的な信念や価値観がはっきりと見えないように感じております。目指す方向性がぼやけて感じられるのはそのせいではないでしょうか。目先の利益にとらわれずに、極端な言い方ではありますが100年や20

0年先のことを感じられるような理念を基本に据えて展開をしていていただきたいとお願い申し上げて、終わります。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 定期予防接種の再接種についてお伺いしたいと思います。

定期予防接種は、法令に基づき公費で市区町村が主体となって実施されます。村におきましては、子どもの予防接種について現在国が定めている定期接種のほかに本来なら自己負担が発生する任意接種で村独自の費用助成が行われております。

その中で、骨髄移植の治療において定期接種で得た免疫が低下または消滅したことによる再接種費用の助成が行われているんですが、小児がん治療の患者に対しては現在助成が行われておりません。患者家族の経済的負担を考え対応をお願いしたいと思いますが、村のお考えはいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○千福議長 答弁者、池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長 定期予防接種の再接種についてご答弁申し上げます。

がん治療の必要な子どもを持つご家庭にとって、がん治療と予防接種ワクチンの再接種に係る費用を負担することは経済的にも重い負担となっています。

そこで、小児の抗がん剤治療の免疫消失者等に対する接種費用の助成が大阪府において検討されているところであり、本村としても令和6年度の当初予算に対象経費を計上し、実施に向けて準備を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。既にもう考えられているということで、大変ありがたく思います。

また、再接種に係る費用というのは大体どれぐらいかかるんでしょうか。

また、現在小児がん治療における抗がん剤などの治療によりワクチンの効果が低下・消失した人に対して再接種費用を助成している市町は大阪府内でどれくらいあるのでしょうか。

また、実施されている助成内容は同じような内容なのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西健康福祉部長 定期接種の全てのワクチンを再接種するとなれば、1人当たり約3

0万円程度の費用が必要となります。

また、府内では現在6市が小児の抗がん剤治療後の再接種費用助成を実施しておりますが、本村と同様に来年度実施に向け準備を進めている市町村があると聞いております。

助成内容につきましては、20歳未満の者で抗がん剤治療により予防接種で得た免疫が低下または消失した者を対象とし、再接種に要した費用の助成を行うのが一般的でございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 要望に代えさせていただきます。

私は以前から思っているんですけども、本村の健康保健施策は非常に高いレベルにあると感じております。日頃より感謝する次第でございます。

様々情報を精査していただいて、これからも住民目線で素早いご対応をよろしくお願いしたいと思います。

以上、要望で終わります。ありがとうございました。

○千福議長 以上で本定例会に付議された案件は全部終了しました。

ここで南本村長より挨拶がございます。南本村長。

○南本村長 それでは、閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、提案をさせていただきました議案につきましてそれぞれ慎重にご審議を賜り、全ての議案においてご承認をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

また、昨日より運行が開始となりました路線バスに関しましては、多大なお力添えとご協力のたまものと心より感謝申し上げます。今後も、村民の皆様の利便性向上のための模索を引き続き行ってまいります。さらなるご理解、ご協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

これから年の瀬を迎え、寒さも一段と厳しくなっております。健康にご留意いただき、健やかに新年をお迎えをいただくことを心より祈念申し上げまして、簡単ではございますが閉会のご挨拶とさせていただきます。本当に誠にありがとうございました。

○千福議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和5年第4回千早赤阪村議会定例会を閉会します。

皆さん、お疲れさまでした。

午後2時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長      千 福    清 英

議 員      井 上    浩 一

議 員      服 部    幸 令